

プレスリリース

令和元年10月15日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## － 審査事務規程の一部改正について（第25次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年10月15日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第176回及び第177回会合関係]

- 座席ベルト等に関し、「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」の改正に伴い、同規則第8改訂版を適用することとします。[6-41、7-41]

対象車：令和2年9月1日以降の新型車

令和4年9月1日以降の継続生産車

- 座席の取付け装置に関し、「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第17号）」の改正に伴い、同規則第9改訂版を適用することとします。[7-39]

対象車：令和2年9月1日以降の新型車

令和4年9月1日以降の継続生産車

- 灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された3法規に統合されることに伴い、6-62～6-96、7-62～7-64において規定する協定規則について、「信号灯火の統一規則に係る協定規則（第148号）」、「照射灯火の統一規則に係る協定規則（第149号）」又は「反射器の統一規則に係る協定規則（第150号）」を適用することとします。[6-62～96、7-62～64]

- 車両総重量が8tを超える貨物自動車等に側方衝突警報装置を備えなければならないこととします。[6-98の4、7-98の4、8-98の4]

対象車：令和4年5月1日以降の新型車

令和6年5月1日以降の継続生産車

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

プレスリリース  
令和2年3月31日



## － 審査事務規程の一部改正について（第28次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和2年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

### 1. 「敷地等における秩序維持等」の明確化

- 的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化を行います。[4-1]

### 2. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 原動機を停止した状態の自動車において乗降口に備える扉の施錠又は解錠と連動して作動する灯火（アンサーバック機能を有する灯火）を制限しないこととします。[1-3, 6-92, 7-92, 8-92]

対象車：全車

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

プレスリリース  
令和2年6月12日

## － 審査事務規程の一部改正について（第30次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和2年6月12日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

### 【自動運行装置関係】

- 自動運行装置は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関する基準に適合するものでなければならないこととします。[6-104、7-104、8-104]

対象車：自動車の製作年月日にかかわらず、自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

### 【電気装置関係】

- 自動運行装置を備える自動車の電気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないこととします。[7-25、8-25]
  - ・サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関する基準
  - ・当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関する基準

### 【座席関係】

- 協定規則第80号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等に座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付方法の試験について静的試験を禁止することとします。[7-39]

対象車：令和3年9月1日以降の新型車

令和4年9月1日以降の継続生産車

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

# 運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

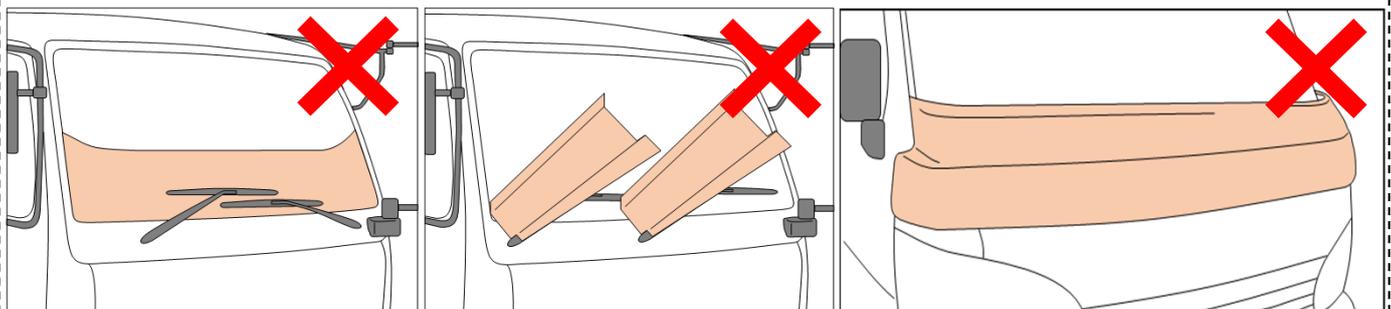
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

## ■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

## ■装着していると基準不適合となる板状のもの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

## 二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 令和2年10月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

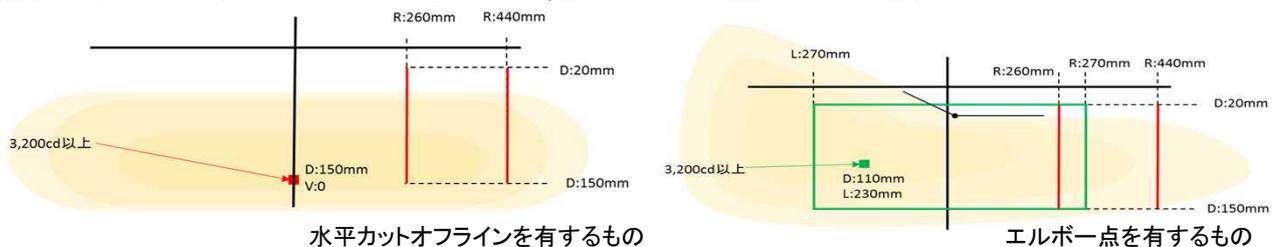
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

### ◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



水平カットオフラインを有するもの

エルボー点を有するもの

### ◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

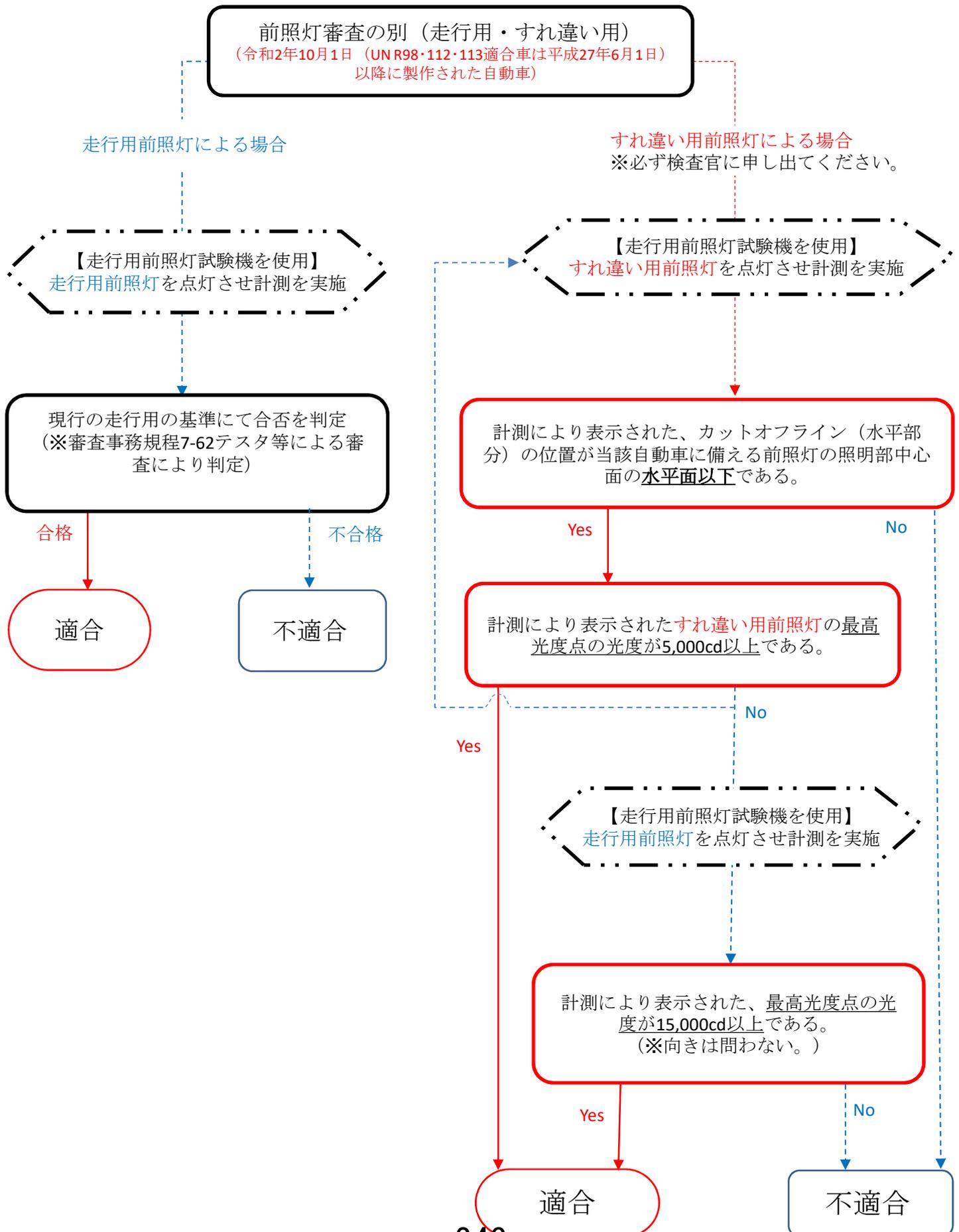


独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年6月12日

## 二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

## 並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和2年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 自動運行装置が備えられている自動車は、第1号様式（その2）「自動運行装置」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

### 並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年6月12日

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあつては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあつては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であつて積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
    - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあつては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があつた場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。